

保証料率区分の 判定方法が変わります

保証料率区分(9区分評価)の判定を行うCRDモデル(判定方法)が変更されます。

(令和8年3月2日付経済産業省告示第19号)

全国の信用保証協会で実施される変更です



法人事業者さま



個人事業者さま

新たな
モデル

経営状況をより適切に

信用保証料率に

反映します

◆変更のポイント

- ・令和8年4月以降の決算書から適用されます。
- ・新モデルは従来より判定精度が向上しています。
- ・モデル変更により、業況に変化がなくても料率区分が変動する可能性があります。
(良化・悪化どちらもあり得ます)

◆根保証更新時の経過措置について

令和8年3月までの決算書(旧モデル)に基づき取扱い(新規・更新)を行った根保証※で、令和8年4月以降の決算書(新モデル)に基づき更新を行うものについては、保証料率区分が申込要件を下回っていても更新可能とします。(1回限りの特例措置です)

※対象根保証は「事業者カードローン当座貸越根保証」または「当座貸越(貸付専用型)根保証」

対象保証	新規申込	モデル改定後 1回目の更新	モデル改定後 2回目以降の更新
当座貸越 カードローン	経過措置 なし	経過措置あり	経過措置 なし
上記以外の制度		経過措置なし	



あなたに寄り添う

石川県信用保証協会

お問合せ

保証課 Tel.076(222)1522